

地域子供の未来応援交付金について

- 子供の貧困対策は未来への投資、官公民が連携して取り組む必要
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（H25. 6. 26）・・・・・・・・・・【資料 1】

- 子供の貧困対策は安倍内閣の最重要課題の一つ
 - ・ 第 193 回施政方針演説（H29. 1. 20）・・・・・・・・・・ 【資料 2】
 - ・ 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定（H26. 8. 29）・・・・・・・・・・ 【資料 3】
 - ・ すくすく・サポートプロジェクトとりまとめ（H27. 12. 21）・・・・・・・・・・ 【資料 4】
 - 子供の貧困に関する様々な施策の前進 ・・・・・・・・・・ 【資料 5】
 - ・ 児童扶養手当の多子加算額の増額の実現
 - ・ スクールソーシャルワーカーの増員
 - ・ 給付型奨学金の創設など奨学金制度の充実

- このため、地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、自治体が子供の貧困対策を総合的に推進するためには、
 - ・ 子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」
 - ・ 教育と福祉などの関係行政機関を「つなぎ」
 - ・ 関係行政機関、NPO、地域の企業などを「つなぐ」・・・・・・・・・・【資料 6】「3つのつなぎ」を実現する地域ネットワークを形成することが重要。自治体の地域ネットワーク形成を支援する「地域子供の未来応援交付金」を創設・・・【資料 7】

- しかしながら、制度創設時（27 年度補正予算）の執行状況からみれば、地域における総合的な子供の貧困対策を推進する上で、未だ十分なものではない。

- これは、
 - ・ 交付金事業は、実態調査、計画策定、体制整備、先行的なモデル事業と段階的に実施することとしていたため、自治体にとって負担
 - ・ 交付金事業の出発点となる実態調査をどのように実施すればいいかわからない自治体が少なくなかったことが原因として考えられる。

○ したがって、

- ・ 既存の実態調査を活用するなど必ずしも段階的な事業実施を求めず、地域ネットワークの形成、ネットワークを活用した事業に取り組んでもらえるように交付要件の弾力化を実施 (H28. 9. 8)【資料 8】
- ・ 実態調査の調査項目の分類や選択肢を含む設問の具体的事例を周知 (H28. 9. 20)
【資料 9】

などを行った。

○ こうした取組により、

27 年度補正予算分交付決定 79 件 (交付額 20, 127 万円) から
28 年度補正予算分交付決定 113 件 (交付決定額 21, 916 万円) へ
交付金の活用実績が向上している。(28 年度補正予算分は、地方議会の動向を見据え、今後 2 回交付予定)【資料 10】

○ さらに、

- ・ 先行事例を整理し、交付金の活用方法をまとめた冊子の作成・周知
【資料 11】
- ・ 都道府県、市町村を集めた説明会を開催
するなどにより、更なる利用促進を図る。

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)
(平成26年1月17日施行)

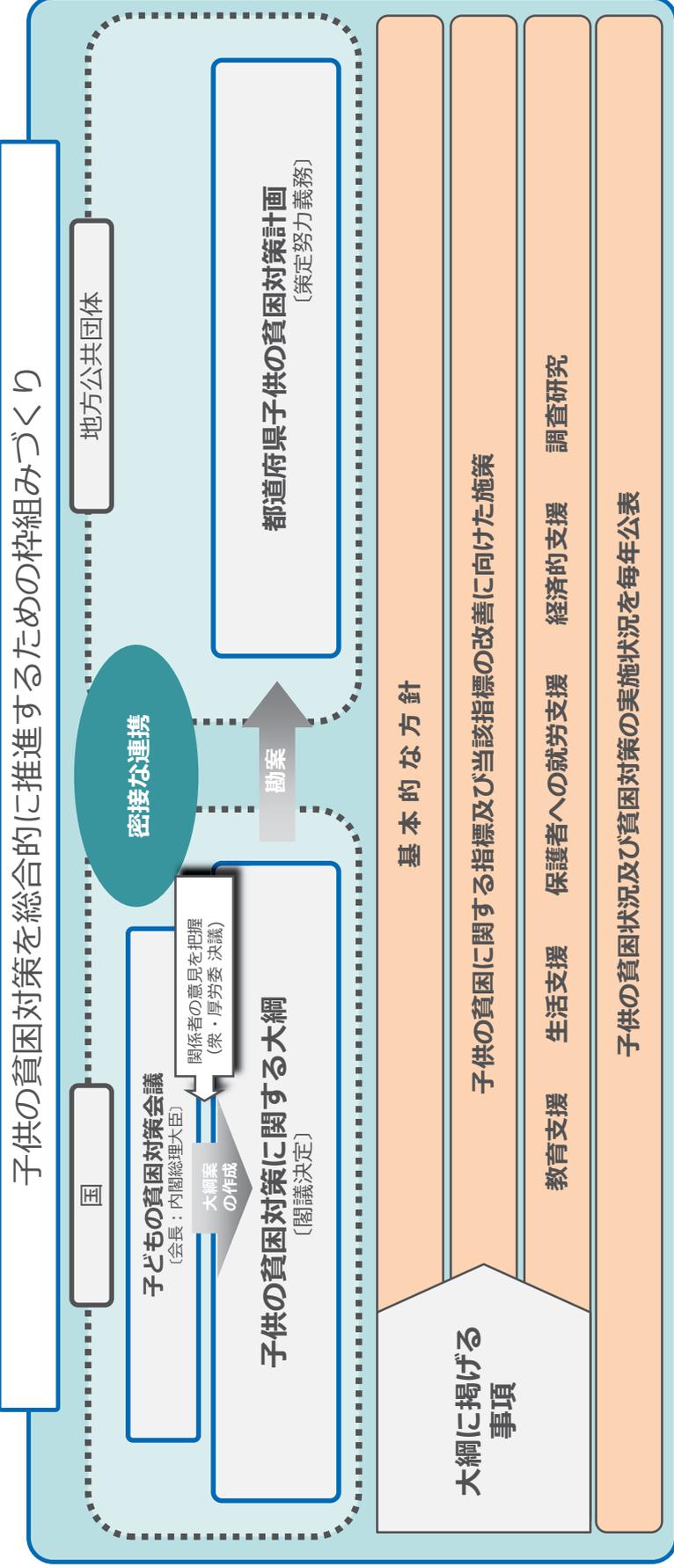
現状・背景

- 子供の貧困率
16.3% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年 (15.7%))
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年 (50.8%))
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。



第 193 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説
(平成 29 年 1 月 20 日) (抄)

六 子どもたちが夢に向かって頑張れる国創り

(誰にでもチャンスのある教育)

「邑(むら)に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」

明治日本が、学制を定め、国民教育の理想を掲げたのは、今から百四十年余り前のことでした。

それから七十年余り。日本国憲法が普通教育の無償化を定め、小・中学校九年間の義務教育制度がスタートしました。

本年は、その憲法施行から七十年の節目であります。

この七十年間、経済も、社会も、大きく変化しました。子どもたちがそれぞれの夢を追いかけるためには、高等教育もまた、全ての国民に真に開かれたものでなければなりません。学制の序文には、こう記されています。

「学問は身を立(たつ)るの財本(もとで)ともいふべきもの」

どんなに貧しい家庭で育っても、夢を叶(かな)えることができる。そのためには、誰もが希望すれば、高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければなりません。

高校生への奨学給付金を更に拡充します。本年春から、その成績にかかわらず、必要とする全ての学生が、無利子の奨学金を受けられるようにします。返還についても卒業後の所得に応じて変える制度を導入することで、負担を軽減します。

更に、返還不要、給付型の奨学金制度を、新しく創設いたします。本年から、児童養護施設や里親の下で育った子どもたちなど、経済的に特に厳しい学生を対象に、先行的にスタートします。来年以降、一学年二万人規模で、月二万円から四万円の奨学金を給付します。

幼児教育についても、所得の低い世帯では、第三子以降に加え、第二子も無償とするなど、無償化の範囲を更に拡大します。

全ての子どもたちが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができる。そうした日本の未来を、皆さん、共に、切り拓いていこうではありませんか。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の
高等学校等進学率 90.8%
（平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの
配置人数 1,008人 （平成25年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率:80.6%
（正規39.4% 非正規47.4%）
- ・父子家庭の就業率:91.3%
（正規67.2% 非正規8.0%）
- 子供の貧困率 16.3% （平成24年）

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひより親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

すくすくサポートプロジェクト（ひとり親 家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）



支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方向型支援等
- 集中相談体制の整備

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実等
- 大学等奨学金事業の充実

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供への未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の推進

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

政府が実施する主な子供の貧困対策(実績及び今後の展開)

※下線部分については平成29年度より実施予定

➤ 幼児教育の段階的無償化

(①生活保護世帯や、ひとり親の市町村民税非課税世帯は、全ての子供が無償、②市町村民非課税世帯や、ひとり親の低所得世帯(年収約360万円未満相当)は、第2子以降は無償、③全ての世帯の第3子以降は無償、④そのほか、所得に応じ保護者負担の軽減を図るとともに、第2子については保護者負担を第1子の半額)

➤ 奨学金制度の充実

(①給付型奨学金制度の創設(H29年度は一部先行実施)、②無利子奨学金の低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃、③返還月額が卒業後の所得に連動する所得連動返還型奨学金制度を導入 等)

【今後の展開】給付型奨学金について、H30年度より本格実施

➤ スクールソーシャルワーカー(学校における福祉の専門家)の配置増

(H27年度予算2,247人 ⇒ H29年度予算 5,047人)

【今後の展開】H31年度までに全ての中学校区(約10,000人)に配置

➤ スクールカウンセラーの配置増

(H27年度予算 24,000校 ⇒ H29年度予算 26,000校)

【今後の展開】H31年度までに全ての公立小中学校(27,500校)に配置

➤ 地域未来塾(地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援)の拡充

(H27年度実績約1,800カ所→H29年度予算約3,700カ所)

【今後の展開】H31年度までに5,000中学校区(全中学校区の約半分)に拡充

➤ 生活困窮世帯の子どもへの学習支援

(H27年度300自治体で実施・利用実績約2万人 ⇒ H28年度423自治体実施)

【今後の展開】H31年度までに年間3万人(実人数)に提供

➤ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

(ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図る)

【今後の展開】可能な限り早期に年間延べ50万人分提供

➤生活困窮者自立相談支援事業

(保護者への生活支援として、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ)

➤児童養護施設等の入所児童が18歳(措置延長は20歳)で措置解除された場合でも、引き続き22歳の年度末まで支援を行う事業を創設

➤高等職業訓練促進給付金

(ひとり親家庭の親が、看護師等の自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために給付金を支給)

【今後の展開】当該給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上にする(H26年度89.0%)

➤高等職業訓練促進資金貸付事業

(ひとり親家庭の親が上記給付金を活用する場合、入学準備金50万円・就職準備金20万円を貸付け、修学を容易にする。卒業から1年以内に就業し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において5年就労継続の場合返済免除)

➤自立支援教育訓練給付金(自治体が指定した教育訓練講座修了時に経費の一部を支給)

➤児童扶養手当(H28年度に多子加算部分について第二子加算額を5千円から最大1万円へ、第三子以降の加算額を3千円から最大6千円へ増額)

【今後の展開】児童扶養手当の支払い方法、より確実な養育費の確保の仕組み等について、関係省庁などで検討中

➤児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付制度

(施設退所後、就職する者については家賃相当額、進学する者については家賃相当額に加え生活費が貸付の対象。また、施設入所中の児童等については就職に必要な資格取得のための費用が貸付の対象となる。これらの貸付は、一定期間就業を継続すること等により返済免除)

生活の支援

保護者に対する慰労の支援

経済的支援

子供の貧困対策の目的・特徴

子供の貧困対策の基本理念

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること
(法第2条第1項)

子供の貧困対策の目的

- **貧困の世代間連鎖の解消** (法律第1条、大綱)
 - ・貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備する
 - ・教育の機会均等を図る
- **積極的な人材育成** (大綱)
 - ・国民一人一人が輝きをもってそれぞれの人生を送っていきけるようにする
 - ・一人一人の活躍により活力ある日本社会を創造していく

子供の貧困に関する特徴－見えにくい実態、社会的にも孤立－

○ 子供の貧困の実態は見えにくく捉えづらい。(大綱)

- ・貧困の状況にある子供たちの困難やニーズは多様。経済的な困窮の問題にとどまらず、子供たちに様々な影響を及ぼす。
- ・貧困であるという自覚がなかったり、あっても表に出さないため、実態がわかりにくい。

○ 貧困の状況による様々な不利を背負うだけでなく、**社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況**に置かれてしまう。(大綱)

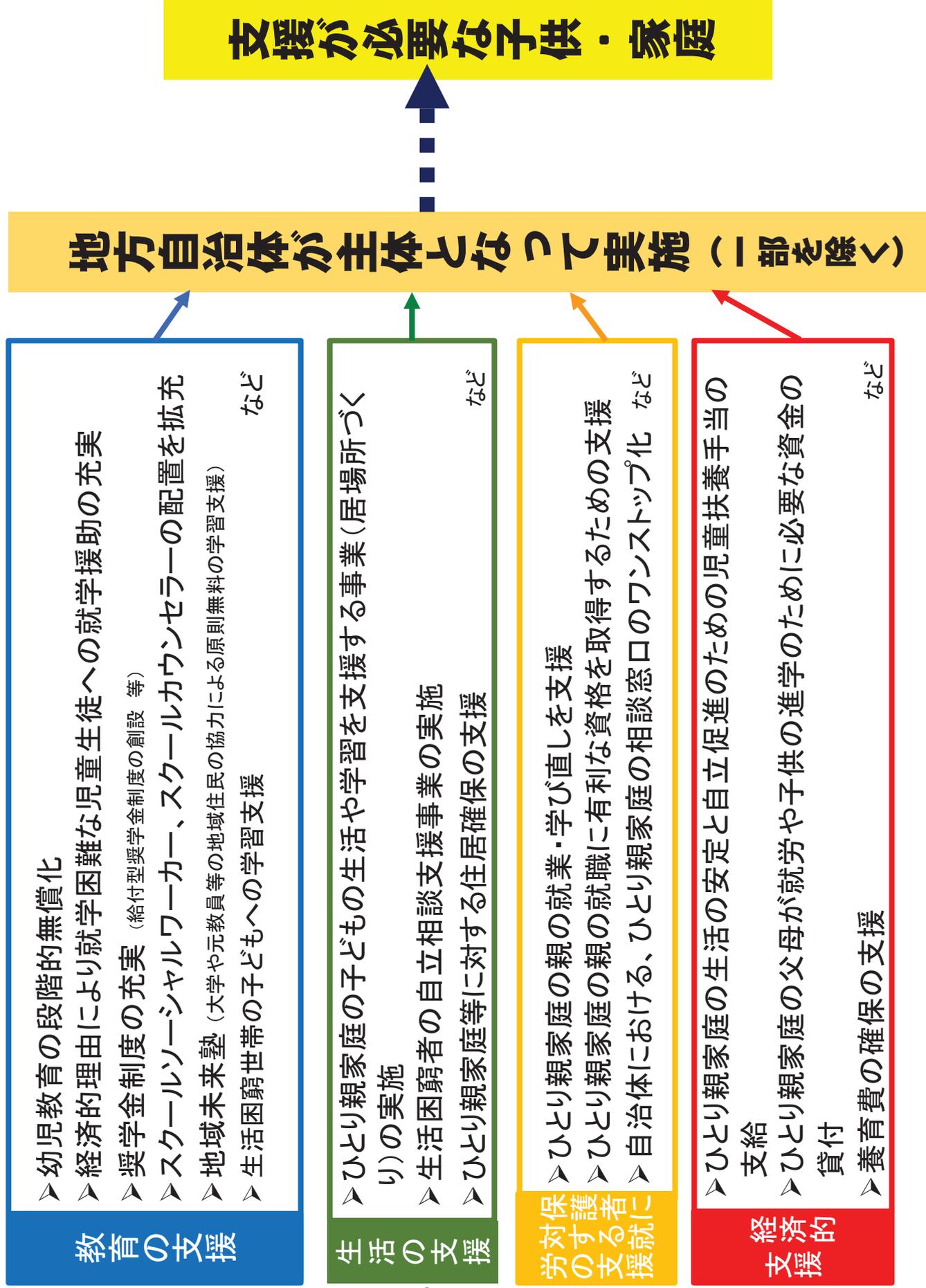


○ 世帯の経済状況のみならず、教育や成育環境など子供達を取り巻く状況を多面的に把握した上で、地域の実情に即した効果的な施策が講じられることが必要

○ この際、教育分野、福祉分野をはじめとする関係行政機関、NPO等の多様な関係者が連携して取り組むことが重要

教育、生活等の支援施策に加えて、地域の実情を踏まえた、地域を基盤としたネットワークの整備・活用等の自治体の取組の支援が必要

政府が実施する主な子供の貧困対策



見えにくく、様々な課題を抱える、子供の貧困に対しては 総合的な取組が必要。

子供・家族に貧困であるという自覚がないので、自分から支援を求めない。



頼れる親戚も、近隣付き合いもなく、地域の目が届かない。

貧困の自覚があっても、周囲の目を気にして表に出せない。

国や地方自治体の情報が届かず、社会的に孤立しやすい。

子供たちに寄り添い支援するNPO等の役割が重要

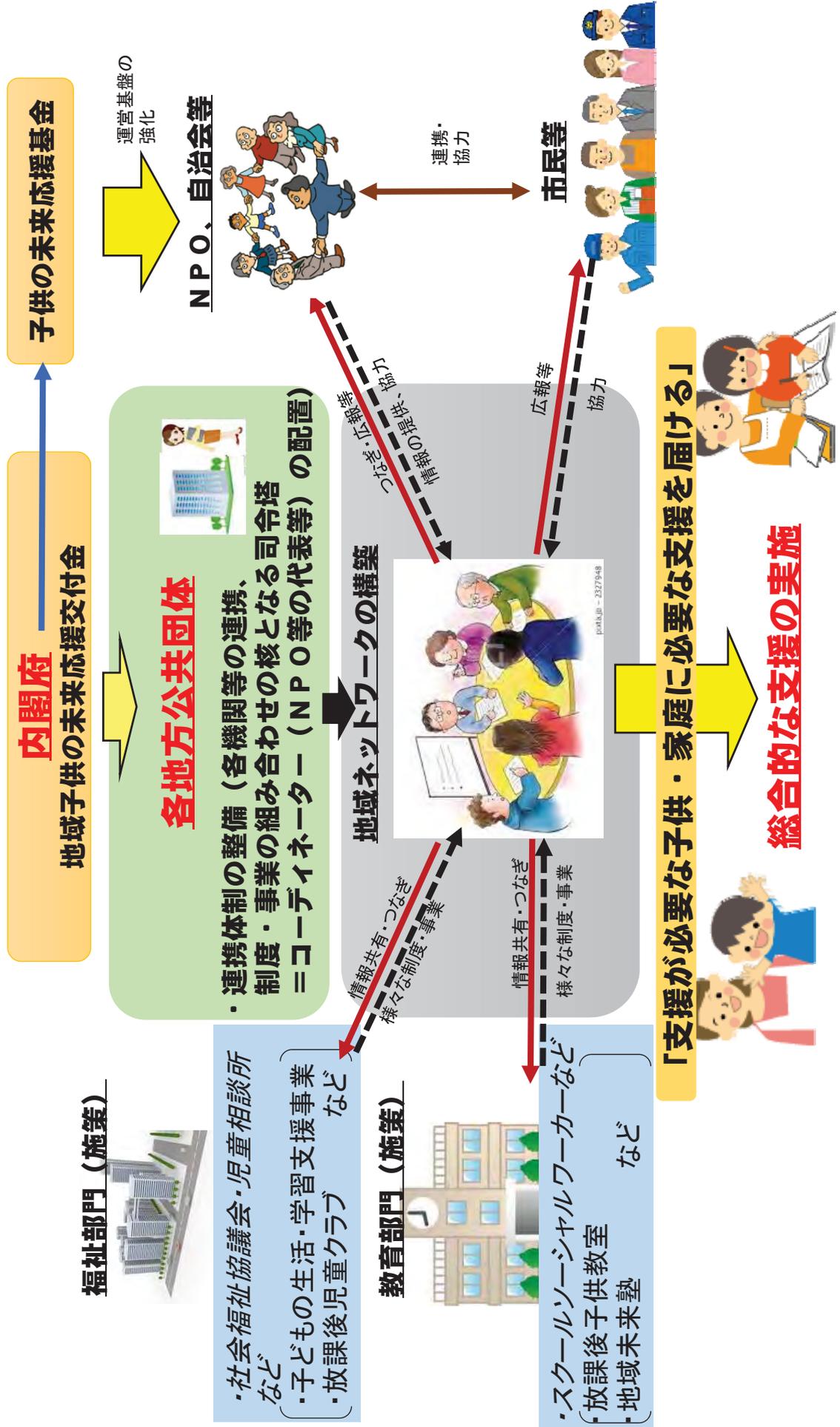
地域ネットワークの整備・活用

学校、福祉部門、地域住民、NPO等による連携した取り組みが重要



地域子供の未来応援交付金を活用した連携体制

貧困の子供等に対する国や地方公共団体の教育支援、生活支援などの様々な制度・事業を組み合わせ、さらに、公の制度に必ずしも属さない子供食堂などのNPO、企業等の草の根の支援を包括し、包括的・総合的な支援を行うような体制をコーディネートとして整備し、地域ネットワークを構築。



交付金の活用による地域ネットワークの形成

1 交付金を活用し、地域における3つの「つなぎ」の実現を目指します

- ① 子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」
- ② 教育、福祉をはじめとする関係施策を「つなぎ」
- ③ 関係行政機関、NPOなどの団体、地域の企業などを「つなぐ」

2 交付金を活用し、以下の事業を段階的に実施することにより、地域における包括的、効果的な子供の貧困対策を可能とします

(1) 地域における実態把握

地域における子供の貧困対策の出発点として、地域の貧困の子供や家庭の実態や地域の貧困の子供の支援に活用できる資源量(公的機関、支援団体等の情報)を把握

(2) 地域ネットワークの形成

ついで、実態把握に基づき、子供の貧困対策のための計画を策定し、教育や福祉などの関係行政機関、NPO等の団体、地域の企業などからなる地域ネットワークを形成

(3) 地域の資源を活かした先行的なモデル事業

さらに、実態把握に基づき形成された地域ネットワークを活用した、地域の資源による先行的なモデル事業を実施

※ 本交付金は自治体の取組を支援するものですが、自治体を通じてNPO等の活動を支援することも可能です

- ・ NPOの代表者等が連携体制整備の核となるコーディネーターとして活動する際の人件費(自治体の非常勤職員など)
- ・ モデル事業の実施をNPO等に委託する際の事業費

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業 (地域子供の未来応援交付金)



政府

平成27年度補正で交付金を創設
地域ネットワーク形成を支援
複数年にわたって計画的に実施



自治体

子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を
「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つな
ぐ」地域ネットワーク形成

実態調査・資源量の把握(補助率4分の3)【補助基準額 300万円】

- ① 貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- 支援体制の整備計画策定(補助率4分の3)【補助基準額 300万円】
- ② 支援ニーズに応えるため、地域において現存する
資源量及び今後必要となる資源量の把握
- ③ 支援体制の整備計画の策定



連携体制の整備(補助率2分の1)【補助基準額 最高4,500万円】

教育・福祉をはじめとする関係者間(行政機関、地域の企業等(左記「3つのつなぎ」)をつなぐ連携体制の構築に向け、核となる人材・機関(コーディネーター)の位置付けを含む具体的な体制整備を行う。

※上記の実態調査が前提だが、既存調査の活用も可



地方自治体独自の先行的なモデル事業(補助率2分の1)

【補助基準額 最高1,500万円】

国民運動の展開に合わせ、民間資金による「子供の未来応援基金」とも適宜連携し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う。

※上記の実態調査、体制整備が前提だが、既存の調査、
体制の活用も可



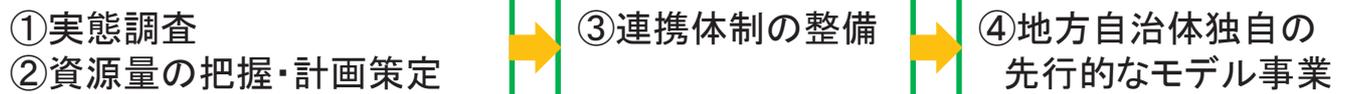
より多くの地方自治体に御活用いただけるような取組を進めています。

- ① 交付要件を弾力化しました。(下図)
- ② 実態調査の調査項目の具体的事例を公表しました。
- ③ 連携体制の整備、先行的なモデル事業などの事例集を公表します。
- ④ 各都道府県等で市町村担当者を対象とする説明会を開催いただける場合には、職員の派遣等の協力を行っています。

<交付要件の弾力化>

平成28年8月まで

①と②をセットで、必ず下記の順に行う必要がありました。



平成28年9月から

利便性の向上のため、

①だけを実施することが可能(②をセットで行う必要なし)になりました。

①～③について既存のものがあれば、次のプロセスへ進めるようになりました。

例えば・・・

調査だけでも行う場合

①実態調査

既存の計画がある場合

①実態調査

③連携体制の整備

既存の連携体制がある場合

①実態調査

④モデル事業

実態調査の調査項目の具体的事例

(1) 貧困の状況にある子供や家庭の支援ニーズの所在を把握するための調査するもの

ア 教育の支援に関する調査項目

- ・登校状況、勉強時間・場所、学校の勉強の理解度、希望学歴と見込まれる学歴(ギャップの理由)
- ・子供の放課後の過ごし方 ・教育関連の支出で負担に感じるもの ・子供の進学に関する不安 など

イ 生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に関する調査項目

- ・子供を養育する世帯の構成、住居の状況、学歴、就業の状況、世帯のおおよその収入など
- ・親子の会話の時間・内容、学校生活の満足度、子供の悩み事、子供の自己肯定感
- ・子供の食事 ・子供の入浴習慣、起床就寝時間 ・テレビ、ネット等を使用する時間
- ・子供のう歯の状況、医療機関のかかり方、子供の健康状態 など

(上記に加えて、家庭や子供の具体的な状況を調査するもの)

- ・支払い延滞や購入できなかった経験の有無 ・子供の物品、生活環境の充足度

(2) 自治体で実施している施策の認知度、利用度、利用意向に関する調査項目

・施策に関する情報収集の方法を把握

(例) インターネット、学校からの連絡、自治体の広報誌、窓口担当者など、どこから支援情報を入手しているかについて調査項目に盛り込む

・公的な相談体制に関する認知度・利用度・利用意向の把握

(例) 子供の貧困に関する悩み事をどこ(誰)に相談するか(家族・親戚や地域の住民のほか、児童相談所、教育相談所、民生委員、子育て支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど)を調査項目に盛り込む

・経済的支援など施策ごとの認知度・利用度・利用意向を把握

(例) 生活保護、児童扶養手当、就学援助、各種貸付金、資格取得支援、医療費助成、幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額の減免、給食費減免、放課後児童クラブ負担金減免、奨学金、住宅支援(入居支援、家賃補助)、就職支援、事故、病気などの際の子供の一時預かり、家事支援、就業体験など各種体験活動、悩み事等の相談、離婚・養育費の相談・支援、相談窓口のワンストップ化、民生委員等地域の支援などの認知度・利用度・利用意向を調査項目に盛り込む

・自治体が今後実施しようとしている施策の利用意向の把握

(例) 無料又は安価で、食事の提供、学習支援、悩み事の相談などを受けることができる居場所に対するニーズの有無、望ましい開催頻度、時間、設置場所などを調査項目に盛り込む

※項目ごとの具体的な設問については、内閣府ホームページに掲載

(http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/chousa_jirei.html#needs_chousa)

平成28年度補正予算分 地域子供の未来応援交付金の決定状況

【平成29年5月交付決定分までを含む】

上段：平成28年度（補正分）（注1）
 下段：平成27年度（補正分）（注2）

区分	件数	総事業費 (億円)	交付金所要額 (億円)
(1) 実態調査・計画策定	86 (注3) (61)	2.79 (2.29)	1.82 (1.44)
(2) 体制整備	19 (12)	0.42 (1.07)	0.21 (0.37)
(3) モデル事業	8 (6)	0.30 (0.43)	0.15 (0.20)
合計	113 (79)	3.52 (3.78)	2.19 (2.01)

(注1) 平成28年度補正予算計上自治体分 (2/17交付決定、4/3交付決定、5/31交付決定)

(注2) 平成27年度補正予算計上自治体分及び平成28年度当初予算計上自治体分

(注3) 実態調査・分析のみ 57件 (8件)
 支援ニーズに応える資源量把握及び支援体制の整備計画策定のみ 2件 (0件)
 実態調査・分析＋支援ニーズに応える資源量把握及び支援体制の整備計画策定 27件 (53件)
 ※()内は、平成27年度補正予算分

【資料10】

先進事業例(概要)

- (参考資料1)実態調査・整備計画
「子どもの生活に関する実態調査及び計画策定事業」【大阪府】----- 17
- (参考資料2)連携体制の整備
「子どもの貧困対策体制整備に係るコーディネーター設置事業」----- 18
【宮崎県えびの市】
- (参考資料3)研修の実施
「地域コーディネーター養成事業」【高知県】----- 19
- (参考資料4(1))先行的なモデル事業①居場所づくり
「地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業」----- 20
【神奈川県横浜市】
- (参考資料4(2))先行的なモデル事業②学習支援
「子どもの居場所を兼ねた学習支援事業」【東京都足立区】----- 21
- (参考資料4(3))先行的なモデル事業③子供食堂
「子ども食堂への支援」【高知県】----- 22
- (参考 沖縄子供の貧困緊急対策事業における取組事例)
「南風原町子どもの貧困対策事業」【沖縄県南風原町】----- 23

実態調査・整備計画「子どもの生活に関する実態調査及び計画策定事業」【大阪府】

【事業概要】

① 「子供及び保護者への調査」

子供及び保護者を対象に生活習慣や学習環境についての調査により、子供や家庭の実態を把握し、生活の質の向上と貧困連鎖の防止に向けた取組みについての効果的な方策を検証

② 「支援機関等への調査」

子供の貧困対策は、子供の成長段階に応じて切れ目なく支援を実施するため、就学前から高校生年齢の子供や家庭に関わる支援機関等への調査を実施し、支援者側からも事例等を収集し、課題の背景や子供のニーズを把握し、連携方策を検証

(調査対象: 445件(保育所、学校、家庭児童相談室、民生・児童委員等))



【大阪府による実態調査】

実態調査を実施する13市町を除いた30市町村において、16,000人(8,000世帯)(小学校5年生、中学校2年生とその保護者)に対して郵送調査



【府内13市町*における実態調査】

13市町内の計144,260人(72,130世帯)(小学校5年生、中学校2年生とその保護者)に対し、学校を通じ、又は郵送で調査

* 大阪市、門真市、八尾市、豊中市、吹田市、能勢町、枚方市、交野市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市

○府実施調査と府内13市町調査結果を合わせることで大阪府全体の子供及び保護者の生活環境等の実態把握

○支援機関等の支援状況等の実態把握

大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomo/index.html>

調査結果を踏まえ、

- 家計・収入・就業に関すること
 - 食事に関すること
 - 子供の教育環境に関すること
 - 子供のつながりに関すること
 - 親への相談支援に関すること
- の各分野について、主な課題や今後の取組の方向性を整理



計画の策定
支援体制の整備



連携体制の整備【宮崎県えびの市】
「子どもの貧困対策体制整備に係るコーディネーター設置事業」

(参考資料2)

【事業概要】

- 子供の貧困に関する十分な理解があり、自立支援に熱意を持ち、人的支援等のつなぎを意欲的に進めていく人材(1名)をコーディネーター(NPO等のリーダーを想定)として採用(市の非常勤職員)。
- コーディネーターは、以下について実施
 - ① 学校などの情報に基づき、経済的に厳しい状況に置かれた世帯への戸別訪問等を実施、地域の現状を把握
 - ② 支援を必要としている対象者を相談機関(公的機関、支援団体)へつなぐ
 - ③ 市協議会における具体的事案の検討や包括的な支援体制の構築に参画
 - ④ 地域における支援ネットワークの形成を支援するとともに、地域全体で支援するため、行政機関、教育委員会、地域ネットワークの連携を行う

①地域(学校など)等からの情報に基づき、経済的に厳しい状況に置かれた世帯への個別訪問を実施

- ・市の担当職員と共に、複数回の訪問により、信頼関係を醸成
- ・具体的な支援ニーズ内容を把握し、必要な機関へつなぐ
- ・台帳の作成



③具体的支援内容の検討及び包括的な支援体制作りを構築

- ・「(仮称)えびの市子どもの貧困対策協議会*」(市が設立)に参画

* スクールカウンセラー、学校関係者、教育委員会、行政、子育て支援関連団体、PTA連絡協議会、社会福祉協議会、市民団体、企業、自治会団体等

参画

②実態調査や個別訪問等により支援が必要な世帯等に対し、生活用品等の支給、学習支援など市民団体などが実施する支援へつなぎ

- ・市の職員は、公的支援のつなぎを担う。



支援

連携の確保



行政と地域ネットワークが連携し、地域全体で経済的に厳しい状況の置かれた子供を支援

④協議会の意見等を踏まえて活動する「市民ネットワーク」の構築に向け、人材育成のための学習会を実施

開催時期: 9~10月

(5回開催: 2時間程度)

対象者: 市民団体代表者30名程度
 ⇒各支援団体との個別協議も実施



人材育成

④地域ネットワークの構築

- ・地域全体で経済的に厳しい状況に置かれた子供を支援



行政と地域ネットワークをつなぎ、全ての調整を行いながら、困窮した子供・世帯が必要とする支援やその効果を把握

【事業概要】<基礎研修及びスキルアップ研修の実施>



- 28年度の基礎研修に参加していない16市町村を主な対象者とした基礎研修を実施
- 28年度の基礎研修受講者を対象にスキルアップ研修を実施し、活動の幅を広げ更なる地域支援ネットワーク体制の整備に向けた取組を加速

【予定される研修(グループワーク)内容】

- ・ 企業、NPO等が構築したネットワーク体制の効果的な活用方策
- ・ 支援を必要とする対象者の発見、支援施策へのつなぎの方策
- ・ 県外の実践経験者による講演 など

参加者からの様々な意見に対し、自身の地域における活動・実践経験を通じた課題解決へのヒントを示すとともに、多角的な視点からアドバイスを行うことのできる研修ファシリテーターを講師とは別に配置



研修の段階的实施

【平成28年度 of 取組】

<基礎研修の実施>

- 子どもたちに関わる課題解決のための取組や仕組みづくり等において、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」、教育と福祉を「つなぐ」、各関係機関を「つなぐ」、3つの「つなぎ」役として、市町村が体制を整備し取組をする際の地域コーディネーターとなる人材確保を目的として、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO関係者等を対象に、「コーディネーター」の役割やグループワークで設定した子どもに関する課題への対応などを学ぶ基礎研修を実施。

8市10町村において、地域支援ネットワーク体制の整備に向けた取組がスタート

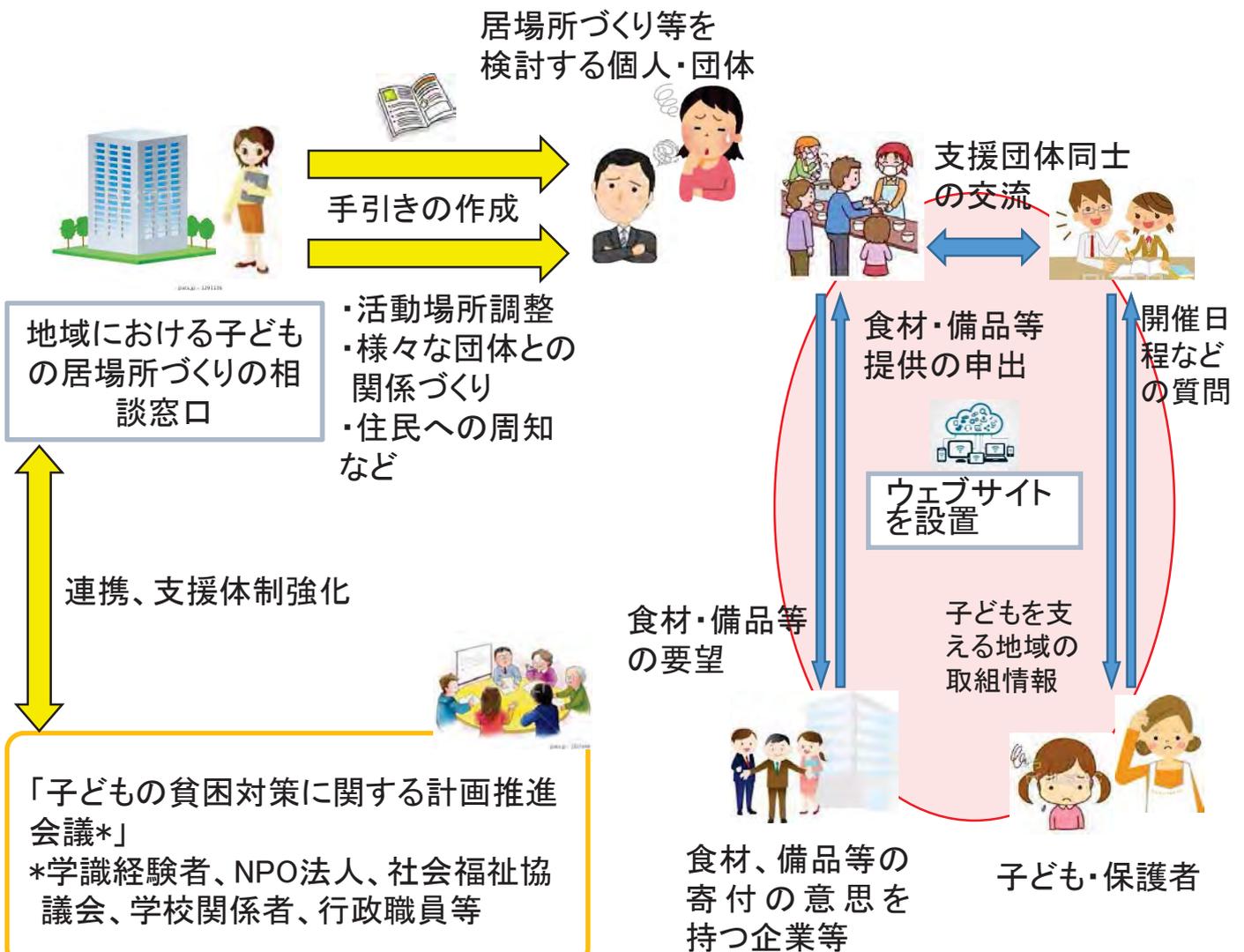
高知市、安芸市、南国市、土佐市、香美市、宿毛市、四万十市、土佐清水市、安田町、
本山町、土佐町、いの町、中土佐町、佐川町、越知町、日高村、四万十町、黒潮町

(参考資料4(1))

居場所づくり【神奈川県横浜市】
「地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業」

【事業概要】

- ① 地域における子どもの居場所づくり・運営を支援する情報をまとめた手引きを作成(社会福祉協議会)
 - 基礎調査を実施し、データ収集及び整理を行い、立ち上げのための支援メニューや先行事例をまとめる。
- ② 地域における子どもの居場所づくりに関する相談に対応
 - モデル事業として、市内2区において「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」を設置(区社会福祉協議会が窓口を担う)
 - 窓口は、「居場所」の活動場所の調整、関係団体等との関係づくりや地域住民への周知などを支援
- ③ 子どもや家庭に対し、地域の子ども食堂等の開催状況や支援内容などの情報発信を行うとともに、支援を受けたい方からの質問受付・回答や食材・備品等の要望・提供の申出などを行うウェブサイトを設置



学習支援「子ども居場所を兼ねた学習支援事業」【東京都足立区】

【事業概要】

親が仕事のため夜間子どもだけで過ごしている、兄弟姉妹が多く家に勉強するスペースがない等経済的状況や家族関係について厳しい環境に置かれた中学生に対し、学習の場、安心して過ごせる居場所を提供(認定NPO法人カタリバ)し、様々な活動を実施し、支援することを通じ、個々の子供の希望進路の実現を目指す

○ 学習支援

➢ 認定NPO法人カタリバが中心となって実施

○ 子ども食堂や体験活動(調理実習、音楽、スポーツ、イラストなど)

➢それぞれの分野の支援活動を行う様々な団体が実施



貧困問題を抱えている子どもたちが集まれる施設

- ・コーディネーターとして施設長と副施設長を2名、補助スタッフを3名配置
- ・週6日開設

個々の子供の希望
進路の実現に向け
た支援



コーディネーター

※ 青少年健全育成に精通したNPOの職員

- ・食材を提供してくれるフードバンク等、支援活動を実施する個人、団体等へ支援の働きかけ
- ・子供のニーズと団体などの活動のマッチング



行政の関係部局、学校、スクールソーシャルワーカーと定期的な連絡会議



4(3)子ども食堂「子ども食堂への支援」【高知県】

【事業概要】

子どもの居場所づくり推進コーディネーター(県社会福祉協議会へ委託)を配置し、子ども食堂の設立・運営を支援

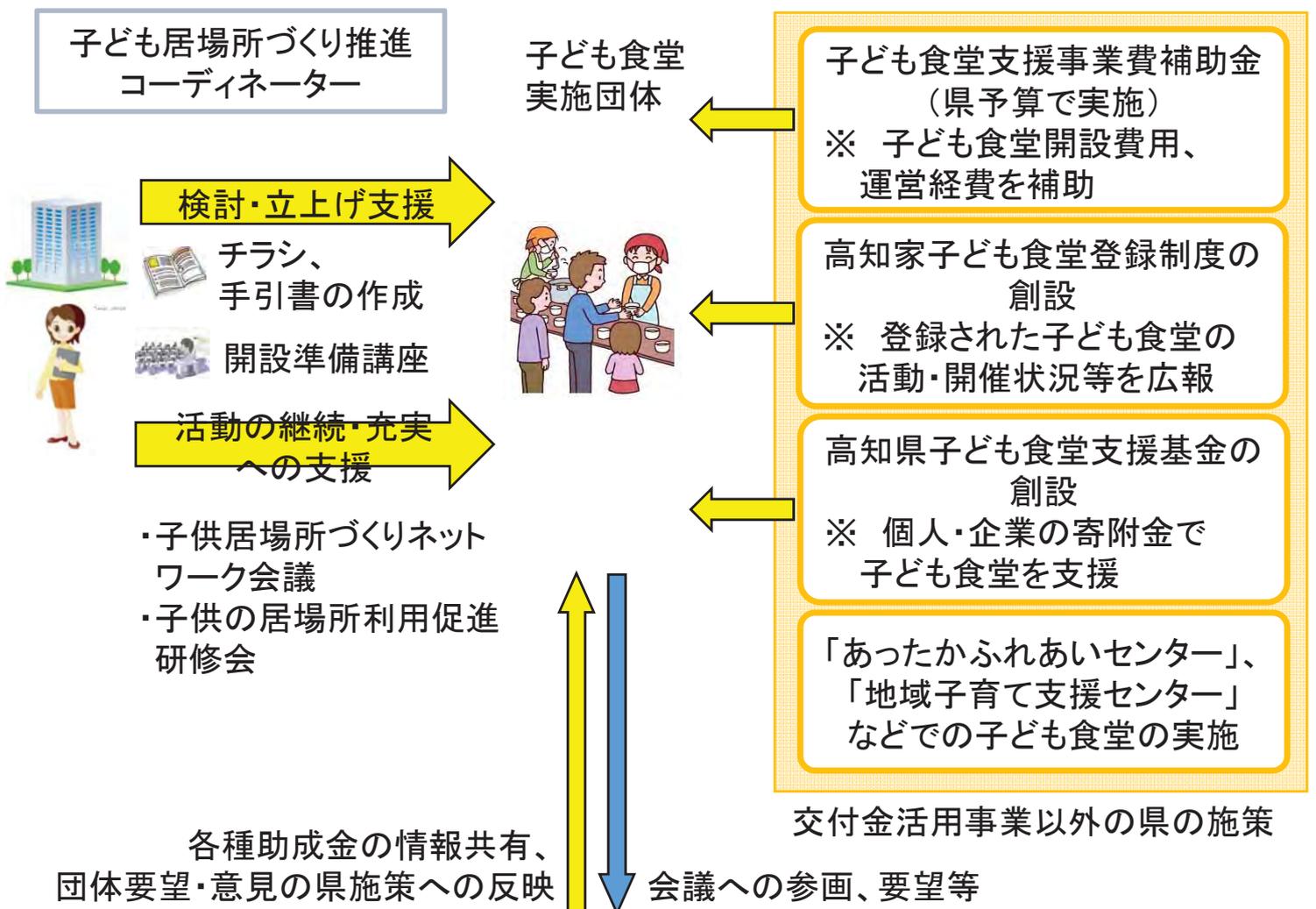
① 検討・立上げ段階の支援

➤ 開設募集のチラシ等の作成、開設・運営手引書の作成、開設準備講座の開催

② 持続可能な活動とするため、活動の継続、充実への支援

➤ 子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(子供食堂実施団体、関係団体の交流)

➤ 子どもの居場所利用促進研修会の開催



高知家の子どもの居場所づくりネットワーク会議*

*子ども食堂実施団体(NPO等)、県立大学、地域企業、市町村社会福祉協議会、県庁関係課(教委生涯学習課、地域福祉部地域福祉政策課、地域福祉部児童家庭課)等



はえばる
南風原町子どもの貧困対策事業【沖縄県南風原町】

【事業概要】

内閣府では、全国の中でも極めて深刻な沖縄の子供の貧困の問題に対応するため、沖縄振興の一環として、①子供の貧困対策支援員の配置と②子供の居場所の運営支援を核とする、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を実施している。

沖縄県南風原町は本事業を活用し、社会福祉協議会や教育委員会等の関係機関とも連携して、子どもの孤立・貧困対策事業に取り組んでいる。

①「子ども元気支援員」の配置

町内で支援を必要とする子どもの把握や、支援につなげるための調整を行う

②「子ども元気ROOM」の運営支援

特に支援を必要とする子どもたちに居場所を提供し、生活指導・学習支援・食事の提供等の支援を行う

①「子ども元気支援員」の配置事業

- ・南風原町民生部こども課に2人の支援員を配置
- ・町内で支援を必要とする子どもを把握し、支援につなげるための調整を行う
- ・同部保健福祉課とも連携し、胎児から未就学児の情報も支援員と共有

【実績】

- ・支援員による相談人数(世帯) / 436人(173世帯) ※平成28年度

連携



町社会福祉協議会

支援員とCSWが月1回会議を開催し、情報を共有 等

連携



町教育委員会

支援員とSSWが週1回会議を開催し、情報を共有 等

②「子ども元気ROOM」の運営支援事業

- ・町内計2か所(中学校区に1か所ずつ)に、子どもの居場所「子ども元気ROOM」を設置
- ・①生活指導 ②学習支援 ③食事の提供 ④キャリア形成 ⑤養育支援 等の支援を実施
- ・支援を必要とする子供の状態など様々な要因を把握し、より適切な居場所となるよう、2つの居場所が臨機応変に連携し、365日対応可能な環境を提供

【実績】

- ・2か所で計23名(12世帯)を支援 ※平成28年度

【評価】

- ・子どもたちの変化を「非認知能力」(例:人とつながる力、問題を解決する力)によって把握し、事業の評価を実施



子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言

現在、およそ6人に1人の子どもたちが、貧困の状態にあると推計されるなど、子どもたちは、生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、本人の努力の及ばぬ中で、その有為な将来が閉ざされてしまいかねない大変厳しい状況にあります。

このため、国においては、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に基づき、総合的な施策を講じることとしているところです。都道府県においても、貧困の連鎖を確実に断ち切るとの強い決意の下、子どもの貧困対策計画を作成するなど、地域の実情に即したきめ細かな支援に全力で取り組んでいるところです。

加えて、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えることが、研究成果等により明らかとなっています。

こうしたことを踏まえ、子どもの貧困対策を一層強化し、大人の貧困と子どもの貧困の負の連鎖を断ち切るため、下記の内容を緊急に提言します。

1. 保護者等への支援策の抜本強化

<保護者の子育て力の向上>

(1) 就学前の子どもの保護者への個別支援の充実

ア 保育所において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など親への支援も行う保育士等の配置に要する財政支援の強化

イ 子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする人材を保育所等において確保する仕組みの導入

(2) 親支援・親育ての促進

ア 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及

イ 乳児院などを活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築

<母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止>

(1) 子育て世代包括支援センターの設置促進

・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開の前倒し実施に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源の確保

(2) 市町村の子ども家庭相談体制の強化

・要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の確保に向けた人材育成、財政支援等の強化

(3) 児童相談所の体制強化

・職員の専門性の向上や専門職の配置に向けた、人材育成・確保、児童相談所の体制整備にかかる財政支援等の強化

(4) 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

・地域福祉の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実

<住まい・就労・生活への支援>

(1) ひとり親家庭への支援策の更なる拡充

ア 高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額など資格取得及び技能習得支援策の拡充

イ 児童扶養手当額の増額及び所得制限の引き上げや、多子加算額の支給額逓減措置の撤廃

- ウ 医療費無償化制度の創設
- エ 養育費確保に向けた公的な支援制度の検討
- オ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設

(2) 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

- ア 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ
- イ 両資金の貸付限度額の引き上げ

2. 子どもたちへの支援策の抜本強化

<学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化>

(1) 教職員定数の拡充

- ・少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実に向けた教職員定数の更なる拡充

(2) 教育相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源の確保、人材確保のための養成・研修の充実及び適正配置を行うための人的派遣を含めたシステムの構築

(3) 放課後等における学習の場の充実

- ア 放課後等における学習支援に対する補助対象経費の拡大など財政支援の強化
- イ 放課後児童クラブにおける利用料の減免に対する財政支援の実施
- ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援について、国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(4) 地域と学校との連携・協働の強化

- ・地域による学校支援活動等に対する財政支援に必要な予算額の確保

(5) 子どもの居場所の確保・充実

- ア 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」への財政面も含めた包括的な支援
- イ 子ども食堂への食材供給体制の全国的な仕組みの構築

<進学に向けた支援>

(1) 公私間格差の是正や給付型奨学金の拡充など教育費負担の軽減

- ア 高等学校等就学支援金に係る低所得者に対する加算支給額の拡充など公私間格差の是正
- イ 単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充
- ウ 高校生等奨学給付金の更なる充実と大学等に進学する者に対する給付型奨学金の拡充など、高校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の充実・強化

<社会的養護の充実>

(1) 家庭的養護の推進

- ア 家庭的な環境の中で養育に取り組む地域小規模児童養護施設等の充実
- イ 里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充
- ウ 民法の改正など特別養子縁組の推進

(2) 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

- ア 児童の自立支援を専門に担当する常勤職員等の配置に対する財政支援の拡充
- イ 児童養護施設等を退所し、大学等に進学する者に対する給付型奨学金の充実

3. 都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

(1) 国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

- ・都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について、国による統一的な基準での調査の実施及び、結果や算出方法の自治体への情報提供

(2) 地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援

- ・平成 27 年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくための予算の恒久化と運用の更なる弾力化

平成 29 年 5 月 16 日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

高知県知事 尾崎 正直